

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案に対する修正案要綱

一 目的

女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること。

(第一条関係)

二 基本原則

1 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、女性に対する職種及び雇用形態の変更等の機会の積極的な提供及び活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。

(第二条第一項関係)

2 女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における

活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないものとする事。 (第二条第二項関係)

三 一般事業主行動計画

1 一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときに把握する事項として、労働時間の状況を追加すること。 (第八条第三項関係)

2 一般事業主行動計画を定めた一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならないものとする事。

(第八条第六項及び第八項関係)

四 特定事業主行動計画

特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときに把握する事項として、勤務時間の状況を追加すること。 (第十五条第三項関係)

五 その他

その他所要の規定を整理すること。